

一般社団法人大阪府サッカー協会
団体賛助会員に関するガイドライン

一般社団法人大阪府サッカー協会

(団体賛助会員に関する基本的な考え方)

本ガイドラインは、一般社団法人大阪府サッカー協会（以下「当協会」という。）の団体賛助会員について必要な事項について定めるものとする。

団体賛助会員とは、大阪府内のサッカー及びフットサルの普及・発展のため、当協会の目的に賛同し、当協会の事業の推進を支援する法人、団体である。

(規制業種又は事業者)

次の各号に定める業種又は事業者は団体賛助会員にはなれない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造に関わる業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）並びにこれらと関係を有している事業者
- (11) その他、当協会でも不適当と認める場合

(資格)

次の各号に定めるものは当協会の団体賛助会員の入会及び継続ができないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア. 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ. 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ. 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの又はそのおそれがあるもの

- エ. 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - オ. 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - カ. 政治性のあるもの、公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - キ. 宗教性のあるもの及び宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ク. 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせる、または不安を与えるおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、当協会がふさわしくないと認めた場合

(その他)

このガイドラインに定めるもののほか、団体賛助会員に関して必要な事項は当協会が別に定める。

(附則)

2021年5月24日から実施。